

島根

県報

平成18年6月1日(木) 号外 第 87 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

人委規則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

人 事 委 員 会 規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月1日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第18号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和63年島根県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第7号中「第18条、第19条又は第23条」を「第35条、第36条又は第40条」に改め、同項第8号中「犬による危害の防止に関する条例(昭和44年島根県条例第48号)第11条」を「島根県動物の愛護及び管理に関する条例(平成18年島根県条例第21号)第17条」に改め、「薬殺」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(2)	号外第 87 号	島	根	県	報	平成18年6月1日